

掛川市告示第87号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第49条第1項の規定に基づき、特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を次のように委任した。

平成29年6月13日

掛川市長 松 井 三 郎

1 委任先

名 称 地方公共団体情報システム機構

所在地 東京都千代田区一番町25番地

2 委任した事務

次に掲げる事務に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する電子計算機及び法第2条第14項に規定する電子通信回線の一部の設置及び管理に関する事務（市教育委員会が所管する事務を含む。）

(1) 法第19条第7号の規定による特定個人情報の提供の求め

(2) 法第22条第1項の規定による特定個人情報の提供

3 委任年月日

平成29年6月13日